

## 福生市における新型コロナウイルス感染症対策について

～令和2年4月からの福生市における新型コロナウイルス感染症対策等について

### 1 福生市新型インフルエンザ等対策本部会議の開催

市民の新型コロナウイルス感染及び感染拡大を防ぐことを目的に令和2年3月13日（金）付けで、「福生市新型インフルエンザ等対策会議」から市長を本部長とする「福生市新型インフルエンザ等対策本部」へ移行・設置し、市の対応等を協議し、決定した。（全9回開催）

### 2 福生市における感染者数（令和2年6月1日現在）

1人（令和2年4月22日公表）

### 3 市の対応等について

#### （1）公共施設の対応について

市の公共施設については、閉館、休業等の対応を令和2年5月31日まで実施したが、令和2年5月25日、国の緊急事態宣言の解除、東京都の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（令和2年5月22日決定）」等を受け、次のとおり施設の開館等を決定した。

公共施設等の開館等に当たっては、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（東京都：令和2年5月22日決定）」（以下「都ロードマップ」という。）及び「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン（東京都：令和2年5月22日決定）」に基づき、次のとおり対応するものとする。

#### ア 開館等に当たっての基本方針

当分の間、国が推奨する「新しい生活様式～スマートライフ」を念頭に置き、原則として次に掲げる事項を遵守し、感染予防、感染拡大防止の措置を徹底すること。

##### （ア）施設管理者の遵守事項

- a こまめな換気に努め、3密（密集、密接及び密閉）が回避できる環境をつくること。
- b 手洗い・アルコール消毒などの手指衛生の徹底
- c 必要に応じて、利用時間の制限、人数制限等の措置
- d 施設窓口における防護シートの設置等の措置
- e その他必要と認める感染予防・感染拡大防止に資する措置

##### （イ）施設利用者への要請事項

- a 発熱その他の体調不良の場合には利用しないことの徹底
- b 原則マスクの着用、咳エチケットの徹底
- c 利用前後の手指消毒（又は手洗い）、うがい等

- d ソーシャルディスタンスの徹底
- e その他必要と認める感染予防・感染拡大防止に資する行動

#### イ 各施設の対応

施設区分	施設名	対応	備考
屋内体育施設	中央体育館	令和2年6月2日（火）から開館	
	熊川地域体育館 福生地域体育館	令和2年6月1日（月）から開館	
市民会館・公民館	市民会館	令和2年6月2日（火）から開館	
	公民館 松林会館 白梅会館	令和2年6月2日（火）から開館	
地域会館	わかぎり会館 わかたけ会館 扶桑会館 かえで会館 田園会館 さくら会館 松林会館 白梅会館 福東会館	令和2年6月2日（火）から開館	
児童館	熊川児童館 田園児童館 武蔵野台児童館	令和2年6月1日（月）から開館	
その他の施設	輝き市民サポートセンター	令和2年6月2日（火）から開館	
	プチギャラリー	令和2年6月2日（火）から開館	
	福庵	令和2年6月2日（火）から開館	
	旧ヤマジュウ田村家住宅	令和2年6月2日（火）から開館	
	ふれあいひろば	令和2年6月2日（火）から再開	
	子育て地域活動室	令和2年6月2日（火）から再開	
	郷土資料室	令和2年6月2日（火）から	

施設区分	施設名	対応	備考
		開館	
	防災食育センター (施設見学)	当分の間、施設見学は中止	
	福祉センター	令和2年6月1日(月)から 開室	・浴室は、人数及び 時間制限有
	まちなかおもてなし ステーションくるみ るふっさ	令和2年6月2日(火)から 開館	
図書館	中央図書館 わかぎり図書館 わかたけ図書館 武蔵野台図書館	令和2年6月2日(火)から 開館	
学校開放	小・中学校	令和2年6月1日(月)から 校庭のみ開放とする。	当分の間、体育館、 校舎の開放はしな い。
屋外体育施設	野球場 グラウンド ネッツ多摩S&Dフ ィールド(市営競技 場) テニスコート	令和2年6月1日(月)から 開場	
	市営プール	7月12日(日)から9月5日 (土)まで開場	
公園	多摩川中央公園 バーベキュー施設	令和2年7月1日(水)から 開場	
	多摩川中央公園及び かに坂公園駐車場 複合遊具	令和2年6月1日(月)から 開場	

※各施設において、上記アに定める基本方針に基づき、施設実情に沿った感染予防・感染  
拡大防止に資する対策を講ずるものとする。

## (2) 市が主催又は共催するイベント等について

市が主催又は共催するイベント等については、「新型コロナウイルスによる感染症  
に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針」(令和2年2月26日決定)に  
基づき、当分の間は、中止又は延期の対応とする。

(3) 市内小中学校、保育園、学童クラブ等の対応について

ア 令和2年5月31日までの対応

区 分	対 応
小・中学校	令和2年5月31日まで、休業を延長した。 ただし、次の措置を講じた。 ①特別支援学級の事前申込みによる通級を可能とした。 ②学習課題等の配布を目的に、各学校において「学習課題等配布日」を設けた。
保育園	令和2年5月31日まで、登園の自粛要請を延長した。ただし、特に児童の保育が必要と認める場合については、当該児童の保育を行った。
学童クラブ	令和2年5月31日まで、延長保育の縮小及びクラブ利用の自粛要請を延長した。ただし、特に児童の育成が必要と認める場合については、当該児童の育成を行った。
ふっさっ子の広場	令和2年5月31日まで、休業を延長した。

イ 令和2年6月1日からの対応

区 分	対 応
小・中学校	<p>(1) 令和2年6月1日(月)から6月5日(金)までの対応～分散登校にて再開 次の事項を留意しながら、週に2回の学級ごとの「分散登校日」を設定する。</p> <p>①小学校第1学年は午前3時間までとする。 ②小学校第6学年及び中学校第3学年は、午前3時間と午後2時間までとする。 ③上記の学年以外については午前又は午後2時間程度設定すること。 ④「分散登校日」については、「3密」を避けるために、一つの学級を分割して別教室で指導する等の工夫を図ること。 ⑤小学校については、「教室での指導時間」を登下校時の見守り員の配置を考慮し、設定すること。(安全な登下校を実施するために、保護者や学校運営協議会員等に協力を呼びかけること。) ⑥「分散登校日」には、給食を実施するものとし、所属学級において給食を実施する。会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、又は会話を控えるなどの感染防止対応をとること。</p>
	<p>(2) 令和2年6月8日(月)以降の対応 平常授業とする。</p>
保育園	令和2年6月1日(月)から、登園自粛要請を解除し、通常どおりの運営を再開する。
学童クラブ	小学校の対応に連携し、令和2年6月8日(月)から通常どおりの運営を再開する。(6月6日(土)までは、朝延長(8時から8時30分)は行わない。)
ふっさっ子の広場	小学校の対応に連携し、令和2年6月1日(月)から、通常どおりの運営を再開する。

(4) 市役所業務について

昼時間（12時から13時まで）の窓口業務及び時間外開庁は、令和2年5月31日まで休止したが、6月1日（月）から休止は解除した。（通常どおりの運営とする。）

(5) 市職員の勤務体制について

感染予防対策として、令和2年5月31日まで「交代制在宅勤務」を実施したが、6月1日（月）から「交代制在宅勤務」を解除し、感染予防、感染拡大防止の見地から、電車通勤の職員のほか、必要と認める職員については、令和2年6月1日（月）から当分の間、「時差出勤」を導入する。

(6) 庁内等の対応について

ア 庁内会議等の自粛、代替等について

当分の間、庁内部における会議等（審議会等を含む。）については、可能なかぎり書面会議又は延期などの措置を継続し、感染リスクを回避する。

イ 出張等について

当分の間、出張等の自粛、電話やメール等での連絡等の対応を継続し、感染リスクを回避する。

(7) 新型コロナウイルス感染症に対する主な対策事業等

No	対 策
1	<b>福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正</b> 「特別休暇」の取得要件に係る規定を整備し、新型コロナウイルスの影響により子の養育や親の介護を要する職員について、「特別休暇」の取得ができるようにした。（専決処分日 令和2年4月7日）
2	<b>福生市中小企業振興資金融資制度の改正</b> 福生市中小企業振興資金融資条例を改正し、新型コロナウイルスにより事業の維持が困難な者が融資の申込みをする場合においては、当分の間、運転資金の融資限度額「1,000万円」を「1,500万円」、また、償還の据置期間を「6月以内」を「12月以内」と読み替え、適用できるようにした。 （専決処分日 令和2年4月7日）
3	<b>傷病手当金の追加（国民健康保険）</b> 福生市国民健康保険条例を改正し、「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金」に係る規定を追加するとともに、当該傷病手当金に係る補正予算（国保特別会計補正予算（第1号））を編成した。 事業費 280万円 （専決処分日 令和2年5月1日）

No	対 策
4	<p><b>子育て世帯への臨時特別給付金給付事業</b>          児童手当を受給する世帯に対し、対象児童一人につき1万円を臨時に給付する。</p> <p>事業費 6,354万6千円          対象児童 6,050人（支給開始日は6月30日を予定）          専決処分日 令和2年5月1日（一般会計補正予算第1号）</p>
5	<p><b>妊婦のためのタクシーギフト券等の配布</b>          子育て世代包括支援センター事業として、妊婦に対し、妊婦健康診査受診の際の移動に利用できるタクシーギフト券と感染防止のために必要な物品等を購入するための商品券を配布する。</p> <p>事業費 610万1千円          配布内容 妊婦1人当たり、タクシーギフト券3千円分と商品券を7千円分          合計1万円分を配布          対象者 600人          専決処分日 令和2年5月1日（一般会計補正予算第1号）</p>
6	<p><b>特別定額給付金給付事業</b>          基準日において、住民基本台帳に記録されている市民に対し、一人につき10万円を給付する。</p> <p>事業費 57億9,990万5千円          基準日 令和2年4月27日          対象人数 57,340人 30,321世帯          専決処分日 令和2年5月1日（一般会計補正予算第1号）</p>
7	<p><b>小中学校ICT推進事業</b>          小中学校が保有するタブレット型パソコンを家庭学習で使用できるようにする。</p> <p>事業費（設定費用）323万4千円（小学校：226万4千円 中学校：97万円）          事業量 タブレット型パソコン400台          専決処分日 令和2年5月1日（一般会計補正予算第1号）</p>
8	<p><b>学校給食会計への補助金</b>          小中学校休業に伴う食材キャンセル費用等に係る学校給食会計への補助金</p> <p>事業費 305万4千円          補助対象 令和2年3月2日から同月24日までの食材キャンセル費用等          専決処分日 令和2年5月1日（一般会計補正予算第1号）</p>
9	<p><b>指定管理者休業等補償金</b>          「新型コロナウイルス感染症への対応に係る指定管理者制度の運用方針」に基づく指定管理者への休業等に対する補償金</p> <p>対象施設 市民会館及び地域体育館          事業費 市民会館：311万5千円 地域体育館：153万1千円          補償期間 令和2年2月26日から同年3月31日までの休業等          専決処分日 令和2年5月1日（一般会計補正予算第1号）</p>

No	対 策
10	<p><b>就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の給食費扶助費の支給</b></p> <p>令和2年3月31日付け文部科学省の通知を踏まえ、保護者負担の軽減を図るため学校給食費相当分として就学援助費及び特別支援教育就学奨励費受給者に対し令和2年3月分給食費扶助費を支給した。</p> <p>対象者 就学援助費及び特別支援教育就学奨励費受給者 (令和2年3月分認定者 745人)</p> <p>支給額 (令和元年度 当初予算措置済み)</p> <p>小学校費 1,804,500円 中学校費 1,037,198円 合計 2,841,698円</p> <p>支給日 令和2年5月26日</p>
11	<p><b>住民票の写し等の証明書の交付手数料の免除</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響を鑑み、貸付や融資等の生活支援・経済対策の申請等に必要な証明書等の交付について、窓口(郵送を含む。)での本人の申出に基づき、当該交付に係る手数料については徴収しない。</p> <p>適用期間 令和2年5月11日(月)受付分から当分の間</p> <p>適用する証明書等 住民票の写し、課税(非課税)証明書、印鑑登録証明書及び納税証明書(コンビニ交付については適用除外)</p>
12	<p><b>新型コロナウイルス感染症等に係る市税徴収猶予</b></p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に起因して収入が急減している状況を踏まえて改正される地方税法の徴収猶予制度の特例を適用し、対象となる納税者等の納税負担を軽減する。</p> <p>対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。</p> <p>対象となる税目 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税(個人住民税を含む。)</p>
13	<p><b>生活困窮者自立支援に係る「住居確保給付金」の支援範囲の拡大</b></p> <p>生活困窮者自立支援法施行規則等が改正され、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等に伴う収入減少等で住居を失うおそれが生じている者に対する支援の拡大が図られたことを受けて、本市においても、当該生活困窮者に対する「住居確保給付金」の拡充支援を行う。</p> <p>支給対象者 離職・廃業後2年以内の者 給与等が得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況ある者</p> <p>支給額 単身世帯：53,700円 2人世帯：64,000円 3人世帯：69,800円</p> <p>支給期間 原則3か月(最長9か月まで)</p> <p>方法 賃貸住宅の賃貸人又は不動産者への代理納付</p>

No	対 策
14	<p><b>新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料の免除</b></p> <p>臨時特例措置として、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難となった場合について、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続により、保険料の免除申請を可能となったことを受け、窓口にて申請受付を開始した。</p>
15	<p><b>事業者向けよろず支援相談事業</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者に向けて、資金繰り、業況悪化に伴う経営上の不安、国や東京都の支援策への手続き方法等の案内に対し専門家(中小企業診断士)を配置し、電話相談を随時受け付けるコールセンターを設置した。</p> <p>実施方法 専門家3名常駐。必要に応じ完全予約制での面談を実施 ※福生市商工会に委託</p> <p>実施期間 令和2年5月14日(木)から令和2年7月31日(金)まで 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く) ※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により延長もあり得る。</p> <p>実施場所 福生市本町92番地5 扶桑会館2階会議室</p>
16	<p><b>動画の作成・配信</b></p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止により公共施設の閉館、イベント等や事業の休止のため、外出自粛等により自宅で過ごしている方に向けて、所管課により動画を作成し、配信した。</p> <p>介護福祉課 介護予防に向けた「ふくふく福生体操」の動画 (新型コロナウイルス関連ページに掲載)</p> <p>健康課 ①健康づくりに資する「福が生まれるラジオ体操 with 健康づくり推進委員」の動画(新型コロナウイルス関連ページに掲載) ②妊産婦に向けたベビーバスを用いた赤ちゃんの沐浴の仕方の動画 ③アニメによる3密の回避、ソーシャルディスタンスの啓発動画</p> <p>図書館 絵本の読み聞かせ動画 3本 (福音館書店から著作権について期間限定で許可)</p> <p>スポーツ推進課 自宅でできる筋肉トレーニングの動画 (福生市体育協会と共同制作)</p>
17	<p><b>国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免</b></p> <p>感染症の影響により一定程度収入が減少した者に対し、国の基準に基づき、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料(以下「保険税等」という。)に対し、減免措置を講じる。</p> <p>対象者 ①新型コロナウイルス感染症により、その方の属する世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、その方の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、所定の要件に該当する方</p>



No	対 策
	<p>減免額 上記①の場合 全額免除          上記②の場合 当該保険税等に所定の減免割合を乗じた額          減免の対象となる保険税等</p> <p>令和元年度分及び令和2年度分の保険税等であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの</p>
18	<p><b>傷病手当金の追加（後期高齢者医療）</b></p> <p>後期高齢者医療制度の被保険者で給与等の支給を受ける被用者が新型コロナウイルスに感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）に傷病手当金を支給する。</p> <p>支給額 1日当たりの支給額 [= (直近の継続した3月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × (2/3)] × 支給対象となる日数</p>
19	<p><b>PCR検査センターの設置</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る検査機会を拡充するため、地域の医師会にご協力いただき、かかりつけ医等医療機関の判断で、新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受けることができる「PCR検査センター」を開設した。（場所については非公表）</p>

#### 4 これからの新たな対策事業について

必要な対策事業について、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や東京都の「東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金」などを有効に活用し、可能な限り、スピード感をもって講じていく。

##### 一般会計補正予算（第3号）上程予定案件（追加議案）

事業名	事業概要
ひとり親家庭等への臨時特別給付金給付事業	ひとり親世帯を支援するため、児童育成手当を受給している世帯に対し、3万円の上乗せ支給を実施
災害対策事業	避難所等の感染症対策として、マスク・防護服・アルコール消毒液・体温計等を購入
小・中学校ICT推進事業	児童1人1台端末の早期実現や家庭でも繋がる通信環境の整備等
障害児通所給付事業	特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用時間が増加したことから、障害児通所給付費を増額
事業継続応援金給付事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者を支援するため、市内事業者への応援金（一事業者につき10万円）の給付を実施
予防接種事業	新型コロナウイルス感染症により延期となったBCGの集団予防接種事業の再開に伴い、1回の対象者数を減らし実施回数を増やすことでクラスターの発生を防ぎ、法定年齢での接種を実現する。
生活困窮者自立支援事業	住居確保給付金の要件の拡充及び窓口混雑に伴う相談員の増員

上記対策事業のほか、必要な対策事業について、可能な限り施策を講じていく。

## 5 今年度予算執行について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」による納税猶予制度の特例措置や中小事業者等への税軽減措置、また、全国に発令された緊急事態宣言による経済活動の低下などにより、市税や税連動交付金等収入へのマイナスの影響が懸念されるので、事業の優先度をみて、真に必要な事業を選別していく。

## 6 その他

### (1) 感染者が市内に発生した場合の対応について

今後、市内学校、保育園その他の公共施設に関係する者が感染した場合において、濃厚接触者の有無等、更なる感染拡大のおそれがある状況にあるときは、その影響の度合いを勘案し、速やかに、休業その他の感染防止に資する対応をとり、感染の拡大を防ぐための措置を講じるものとする。

### (2) 柔軟かつ速やかな対応

市民の健康の確保、感染予防及び感染拡大防止を第一に、今後の国、東京都等の方針や市内における感染状況等を踏まえ、柔軟かつ速やかに、支援施策その他の市の対策について、必要な措置を講じるものとする。